

第 1 1 回

鹿角市農業委員会総会議事録

令和6年2月9日開会

即日閉会

鹿角市農業委員会

令和5年度 第11回 鹿角市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年2月9日（金） 午後2時00分

2 開催場所 鹿角市役所 第1委員会室

3 出席委員 （13名）

1 番 2 番

3 番 4 番

5 番 6 番

7 番 8 番

9 番 10 番

11 番 12 番

13 番

4 欠席委員 （なし）

5 議事日程

第1 開 会

第2 会長あいさつ

第3 会務報告

第4 議事録署名委員の選出

第5 議案審議

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第49号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について

議案第50号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について

議案第51号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について

第6 その他

第7 閉 会

6 事務局職員

事務局長 主 幹

副主幹 主 任

7 議事録署名委員 5 番

6 番

8 会議の概要

事務局 長	それでは、修礼を行いますので、ご起立願います。 修礼、礼。ご着席願います。 ただいままでの出席委員数をご報告申し上げます。 委員13名中、出席13名でございます。したがって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数を満たしていることから、本会議は成立いたします。 ただいまより鹿角市農業委員会第11回総会を開会いたします。
-------	---

会 長 事 務 局 長	開会に当たりまして、会長よりご挨拶があります。 【挨拶】 会長、大変ありがとうございました。 それでは、ここから鹿角市農業委員会規則第 11 条の規定により、会長が議長を務めます。よろしくお願いします。
議 長 事 務 局 長 議 長	それでは、事務局より会務報告をいたします。 【会務報告の資料を基に説明】 会務報告ですので、ご了承方よろしくお願いいたします。
議 長 委 員 一 同 議 長	次に、議事録署名委員の選出についてお諮りいたしますが、私にご一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) ご異議ないようですので、私から指名させていただきます。 5 番の委員、そして 6 番の委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の主幹と主任を指名いたします。どうかよろしくお願いします。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、最初に、報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局の説明を求めます。 議案の 2 ページをお開きください。 報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知が別紙各号のとおりであったので、これを報告します。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 3 ページをお開きください。 第 18 条第 6 項 【受付番号 113 番から 126 番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたけれども、ご質問等ありましたら、ご発言願います。何かございませんか。よろしいですかね。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を承認することにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第 49 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について、事務局の説明を求めます。 議案の 8 ページをお開きください。 議案第 49 号 鹿角市農用地利用集積計画（案）について。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市長より諮問が

議 長 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	あったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 9ページをお開きください。 利用権設定 【受付番号433番から443番を議案書を基に説明】 以上です。 ただいま説明が終わりましたが、何かご質問があれば発言願います。 何か、お聞きになりたい点ありますか。 (「なし」の声) よろしいですか。それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局 議 長 委 員 一 同 議 長 委 員 一 同 議 長	それでは、次に、議案第50号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について、事務局の説明を求めます。 議案第50号 鹿角市農業振興地域整備計画（案）について。 農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定により、別紙のとおり市長より諮問があったので、この処理について意見を求めます。 農地別内訳ですが、以下のとおりです。 【資料を基に説明】 説明は以上です。 よろしいですか。 (「なし」の声) それでは、ないようですので、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。 (「異議なし」の声) そのように決定します。
議 長 事 務 局	次に、議案第51号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について、事務局の説明を求めます。 14ページをお開きください。 議案第51号 鹿角市農作業標準労働賃金（案）について。 農業委員会等に関する法律第6条第3項第2号の規定に基づき、鹿角市農作業標準労働賃金単価を策定するため、意見を求めます。 【資料を基に説明】 説明は以上です。

議 長	ただいま説明が終わりましたが、何かご質問等ありましたら、ご発言願います。何かございませんか。
委 員 一 同	(「なし」の声)
議 長	それでは、本案を妥当と認めることにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(「異議なし」の声)
議 長	そのように決定します。
	以上をもちまして、議案については全て終了いたしました。

【議事録署名】

議 長 _____

議事録署名委員 5 番 _____

議事録署名委員 6 番 _____